

高根沢町情報公開条例（案）の制定の概要について

1 制定理由

高根沢町個人情報保護法施行条例の制定により、現行の高根沢町情報公開及び個人情報の保護に関する条例（平成10年高根沢町条例第1号。以下「旧条例」という。）が廃止となることから、引き続き情報公開制度を運用するため、新たに高根沢町情報公開条例を制定しようとするものです。

2 制定内容

（1）条例の概要

旧条例の情報公開制度に係る基本的な骨格は維持し、公文書の開示請求、開示決定、第三者の意見書提出、費用負担、審査請求、町の情報公開の総合的な推進などに関する事項を定めるものです。

（2）用語の変更

旧条例で使用している用語「情報の公開」を「公文書の開示」に変更します。

（3）行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）にならった主な変更点等

- ・不開示情報の規定（第7条）の変更
- ・公文書の存否に関する情報の規定（第10条）の追加
- ・開示決定等の期限の特例の規定（第13条）の追加
- ・第三者保護に関する手続における義務規定（第14条第2項及び第3項）の追加
- ・第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続の規定（第20条）の追加

（4）経過措置（附則第2条）

施行日以後においても次の事項については旧条例の規定を適用する旨を定めます。

- ・施行日前においてされた開示請求（第1項）
- ・施行日前において高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問がされた場合の調査審議（第2項）

3 施行日

令和5（2023）年4月1日